

④ 体罰付マシン自発採用の場合	強制の手段としての体罰の場合
<p>正当体罰</p> <p>生徒が自分で自分に対して行なったなら構わない自傷行為と同程度の重さの体罰</p>	<p>親権に由来する義務の履行を生徒に強制する手段として必要な体罰の内、怠惰や怠惰に起因する愚鈍を戒める物。 委託体罰</p> <p>他生徒や先生や学校への犯罪をしない様に強制する手段として必要な体罰 業務防衛 (越権だが担当者不在につき自然自衛権として)</p> <p>自分や他者が怪我をしたり死んだりしない様に注意する義務を生徒に強制するために必要な体罰 保護責任体罰</p>
<p>不当体罰</p> <p>生徒が自分で自分に対して行なう事も禁止されている自傷行為と同程度の重さの体罰</p> <p>約束を守る義務に違反した事を戒める体罰</p>	<p>義務教育に由来する義務の履行を生徒に強制する手段としての体罰。</p> <p>親権の乱用に由来する体罰。DV代行</p> <p>先天性の愚鈍を戒める物。</p> <p>自由に途中退部する権利を生徒が知っていたならその体罰から逃れるために退部していたはずの体罰の内、生徒がその権利を知る前に加えられた物</p> <p>生徒の退部しない権利が部運営の自由を超えているという理由で却下される体罰</p>